

要望書（回答）

① 市民向け空家等相談会の実施について

昨年度の要望書において、宅建業界との協定と同様に司法書士会や法務局等との協定や具体的連携を実現し、相続問題も含めた空家等対策に対応できる体制を構築したうえで市民向け相談会を実施して頂くよう要望致しました。

それに対し

1. 関係団体との協定に向けて協議していく
2. 市民向けの相談会を開催することを考えている

との回答を頂きました。

1. につきましては、札幌司法書士会との協定を締結し、法務局等との連携も強化して頂いたものと考えておりますが、2. につきましては実施には至っておりません。

改めまして令和2年度内の市民向け空家等相談会の実施を要望致します。

【回答】（市民生活部市民生活課 担当）

市民向け空家等相談会につきましては、令和2年度に実施予定となっております。実施時期は秋頃を予定しており、市内所有者を中心に相談者を募りたいと考えております。

また、当日は空き家の管理や売却等、様々な相談に一括して対応できる相談会にしたいと考えており、市職員だけではなく市と協定を締結している貴協会を含めた不動産関係団体3者及び札幌司法書士会から相談員を派遣していただくなどの協力を得て、開催したいと考えておりますので、御協力の程、よろしくお願いいたします。

② 第2回空家等実態調査および空家等所有者への意向調査の実施について

平成29年度（2017年）に実施された空家等実態調査から2年以上の月日が経ち、現在の空家等の状況を正確に把握できない状況となっております。

ご承知のとおり空家等の状況は刻一刻と変化しており、基本的には悪化の方向に進んで行く性質を有していることから定期的な調査を実施し、推移を把握することが重要となります。

2021年度もしくは2022年度に第2回空家等実態調査および空家等所有者への意向調査を実施して頂きますよう要望致します。

【回答】（市民生活部市民生活課 担当）

定期的な市内の空き家実態調査や空き家所有者への意向調査に関してですが、御指摘のとおり空き家の状況は日々変化しているものと考えております。

平成29年度の実態調査は、令和元年度から5ヶ年計画で実施している空家等対策計画策定の際に、これまで実態を把握していなかった市内全域の空き家数を把握する必要があるとの考えから実施いたしました。

空家等対策計画更新時には再度、空き家の実態把握を行い効果的な対策につなげていく必要があると考えておりますが、その手法等について平成 29 年度のような全市的な実態把握が必要なのか、引き続き検討していきたいと考えております。

③ 新たな住宅セーフティネット制度の推進について

高齢者、低所得者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）は今後も増加が予想される一方で、従来の住宅セーフティネットの根幹である公営住宅のみで、増加する住宅確保要配慮者全てをカバーすることは非常に難しい状況となっています。

平成 29 年（2017 年）10 月からスタートした、新たな住宅セーフティネット制度では、民間賃貸住宅を、住宅セーフティネットの機能強化のために活用することが求められています。

しかしながら制度の大きな柱である「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度」は上手く機能しておらず、苫小牧市においてもわずか数部屋の登録に止まっておりま

す。この制度の難しさの一つに「住宅確保要配慮者」の該当範囲の広さがあげられ、高齢者、低所得者、障害者、子育て世帯だけでなく、大規模災害の被災者や外国人、DV 等犯罪被害者、帰国被害者、保護観察対象者等々、様々な方が対象となります。

このような複雑な社会問題に対する対策を一步ずつ前向きに進める為には、官民一体となった取組が必須であると考えます。

平成 27 年（2015 年）に空家等問題の解決に向け、苫小牧市役所内 7 部 11 課による「空家対策連絡会議」が設置されたように、苫小牧市役所内において「住宅確保要配慮者対策連絡会議」を設置し、問題解決に向けた対策の精査をして頂きますよう要望致します。

そのうえで、宅建業界や各種福祉団体等を含む「住宅確保要配慮者対策委員会」等を創設し、苫小牧市民のために、苫小牧市の実情に即した独自の住宅セーフティネット制度を創り出して行ける仕組みを構築して頂きますよう要望致します。

【回答】（都市建設部住宅課 担当）

現在、本市におきましては、住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進や居住支援体制の整備促進を目的として、北海道のほか道内市町村、事業者団体、居住支援団体、住宅確保要配慮者居住支援法人、消費者関係団体により構成される北海道居住支援協議会に構成員として参画しておりますが、市独自の住宅セーフティネットの在り方につきましては、苫小牧市の実情や今後の住宅セーフティネット制度の動向を踏まえ、制度内容や体制等について関係部局と協議しながら検討してまいりたいと考えております。